

まちづくり目標2 学び合い、育み合い、支え合い、自分らしく暮らせるまち

2-2 ちむぐくるでみんなでつくる健康と福祉のまち(健康・福祉)



【重点施策】

(1)健康づくりの推進

(2)福祉のまちづくりの推進

(3)こども・若者・子育て支援の充実

(4)障がい者・高齢者を支える体制の強化とサービスの充実

重点施策

(1)健康づくりの推進

施策のめざす姿(5年後のあるべき姿)

町民の健康管理能力が高まっています。

現状・課題

現 状	課 題
○妊娠期から高齢期までの健康実態について各関係機関と連携して把握・共有を行うとともに、高齢者の介護予防や重症化防止のための運動機能向上事業の実施や、町内団体によるスポーツ大会・イベントの開催などを通じて、幅広い世代の健康づくりに取り組んでいます。	○関係機関との連携体制の強化、健康活動への支援、スポーツ大会・イベントへの参加促進、ライフステージに応じた継続的な健康づくりに取り組む必要があります。
○平均寿命と健康寿命の指標である平均自立期間※17を比較すると、男性よりも女性の方が平均寿命、平均自立期間ともに長い状況です。	○男女ともに日常生活に自立している期間を延ばし健康寿命の延伸の取組が必要です。 ○「健康はえばる21」、「南風原町国民健康保険 保健事業実施計画」等に基づき、ラ

※17 平均自立期間：介護保険の要介護認定で「要介護2以上」になるまでの、健康で日常生活が自立している平均的な期間を指します。

現 状	課 題
	ライフコースアプローチ※ ¹⁸ の視点で、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防及び重症化予防、乳幼児期の予防接種や正しい感染症対策に取り組む必要があります。

施策の展開

①健康づくりの推進

ライフステージごとの健康課題解決に向けて民生部や教育部など各関係機関で連携し、「フレイル※¹⁹」の予防知識の普及、ちむぐくる館の健康増進室の利便性向上、黄金森公園陸上競技場等の公園・スポーツ施設の活用、町内団体と連携したイベントの開催を通じて、町民が健康づくりに取り組む環境づくりを推進します。

②予防活動の推進

生活習慣病等の発症予防及び重症化予防に向け、特定健診やがん検診の受診率向上と講習会等による啓発を推進します。また、妊娠期から高齢期までの各ライフステージに対応した切れ目のない保健・栄養指導や家庭訪問、健康相談、健診結果説明会等による多様な支援の充実、定期予防接種の実施による感染症予防を通じて、町民の予防活動を推進します。

※¹⁸ ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりや支援の考え方です。

※¹⁹ フレイル：加齢に伴い心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下し、健康な状態と日常生活でサポートが必要な要介護状態の中間に位置する状態を指します。

重点施策

(2)福祉のまちづくりの推進

施策のめざす姿(5年後のあるべき姿)

町民の福祉意識や地域のつながりが向上し、組織的な活動が活発に行われています。
すべての人の人権が尊重され、必要な時に相談でき、安心して自分らしく暮らせる地域
共生社会が実現しています。

現状・課題

現 状	課 題
○多様な主体による重層的な地域支え合いの体制づくりの推進及びネットワークの構築を図っています。	○地域の支え合いの体制づくりを推進するためにも、より多くのネットワークの構築が必要です。
○各種相談業務については、こども家庭センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等が、関係機関や民生委員・児童委員と連携し、支援を行っています。	○貧困、不登校、ひきこもり、DV、虐待など社会の抱える問題が複雑化・複合化してきており、社会的に孤立することを防ぐ対策が求められています。 ○民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっています。
○虐待やDVに関して、児童相談所、警察等の関係機関と連携して対応しています。 ○すべての人の権利に関し、人権週間や相談窓口について、周知・啓発しています。 ○「虐待、DVの相談窓口や通知義務の周知、人権の向上」の取組について、重要度が高い一方で満足度が低い結果となっています。(町民アンケート調査)	○関係機関とのさらなる連携強化が求められています。 ○継続して人権や権利についての意識向上に取り組む必要があります。

施策の展開

①支え合いによる地域福祉の推進

町民生活を支える福祉行政サービスの周知を推進します。さらに「地域福祉」の視点に立ち、町民、行政、町社会福祉協議会、事業所等、その他関係機関等のネットワークづくりに取り組むとともに、効果的な連携と協働による誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

②包括的な相談支援体制の充実

地域の見守り・支え合い活動を支援し、専門機関へつなぐ体制を強化するとともに、関係機関の連携を強化し、複雑化・複合化した課題に対応する相談支援体制の整備及び周知を推進します。

③虐待・DVの防止と権利擁護の推進

虐待やDVの予防・早期発見、相談体制の充実、制度理解や窓口の周知を推進します。また、成年後見制度中核機関による成年後見制度の利用促進を図ります。

重点施策

(3)こども・若者・子育て支援の充実

施策のめざす姿(5年後のあるべき姿)

こども・若者の権利が尊重され、自分らしく輝くことができる社会が実現しています。
子育て家庭が安心・安全にこどもを生み育てる環境が整っています。

現状・課題

現 状	課 題
○こどもの居場所として、児童館や学童クラブなどが利活用されています。	○学童クラブ利用希望者の増加に伴い、学童クラブへ入ることができないことが課題となっており、保育施設を活用した学童クラブの他に、多様な放課後の居場所づくりが求められています。
○「こどもの安全・安心な居場所づくり」の取組について、重要度・満足度ともに高い結果となっています。(町民アンケート調査)	
○町社会福祉協議会、関係機関等と連携し、困難な状況にあるこども・若者の早期発見と支援に取り組んでいます。	○関係機関等とのさらなる連携強化が求められています。
○「こどもの貧困、社会的孤立の防止に向けた支援体制」の取組について、重要度・満足度ともに高い結果となっています。(町民アンケート調査)	
○安心してこどもを産み育てられるよう、子育て家庭への経済的負担の軽減、母子保健事業の実施、ファミリーサポートセンター事業の実施、保護者同士が交流しやすい場づくり、保育及び幼稚園教育の充実、	○地域こども・子育て支援事業の各種事業ニーズの把握が必要です。 ○子育て家庭が必要としている情報の発信が求められています。

1

2

3

4

5

現 状	課 題
待機児童の解消に取り組んでいます。 ○「こども医療費助成制度」、「子育て家庭に対する支援」の取組について、重要度・満足度ともに高い結果となっています。(町民アンケート調査)	

施策の展開

①こども・若者の権利と育ちを守る環境づくりの推進

こども・若者が権利の主体であることの理解促進と普及啓発を図るとともに、児童館などを活用した遊びや体験、居場所づくりを通じて、こども・若者の権利と育ちを守る環境づくりを推進します。

②こども・若者の社会参加の促進

こどもの貧困や社会的孤立の防止に向け、行政や町社会福祉協議会、関係機関等と連携し、支援が必要なこどもの早期発見と支援体制の強化を図ります。また、中高生以上の若者に対する学習や就労に向けた自立支援を切れ目なく行い、こども・若者自身の意思も踏まえた社会参加の促進を図ります。

③安心してこどもを生み育てられる環境づくりの推進

地域こども・子育て支援事業の各種事業について、ニーズに基づく見込み量の確保を図るとともに、教育・保育の質の向上、子育て支援の充実、子育て支援情報の発信等を通じて、すべての子育て世帯が安心してこどもを生み育てられる環境を整備します。

重点施策

(4)障がい者・高齢者を支える体制の強化とサービスの充実

施策のめざす姿(5年後のあるべき姿)

障がいのある人への生活・就労・学校・社会参加などの支援が充実し、すべての人が支え合いながら地域の中で自分らしく生きがいを持って暮らしています。

高齢者が住み慣れた地域で活躍し、生きがいを持って暮らせる環境が整っています。

現状・課題

現 状	課 題
○障がい者が地域社会の中で自分らしく暮らしていくことができるよう、必要な福祉サービスや各種イベント等の交流できる機会の創出に取り組んでいます。 ○「障がい者に向けた行政サービスの充実」の取組について、重要度・満足度ともに高い結果となっています。(町民アンケート調査)	○障がいに対する正しい理解を促すとともに、障がい者の社会参加を進め、障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の構築が求められています。
○高齢者が日常生活や社会参加を営むことができるよう、必要な福祉サービスを提供しています。本町においても高齢者人口や要介護認定率は増加しています。 ○「高齢者に向けた行政サービスの充実」の取組について、重要度・満足度ともに高い結果となっています。(町民アンケート調査)	○住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう地域住民を含む多様な主体によるサービス活動を支援し生きがいや社会参加へつながるよう促していく必要があります。

施策の展開

①障がいに対する理解促進と障がい福祉サービスの充実

障がいの有無にかかわらず、すべての人がともに支え合い、地域社会の中で自分らしく暮らしていくことができるよう、障がい理解促進講座や体験型イベント等を開催し、障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、日常生活において自立していけるよう障がい福祉サービス等や各種取組の充実を図ります。

②高齢者が安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、自分らしい生活を人生の最期まで続けていけるよう、高齢者の社会参加を推進します。さらに医療・介護・予防・生活支援・住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

5年後(令和13年度)の目標値

指 標 名	現状値		目標値 (令和13年度)
	(令和2年度)	(令和7年度)	
健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均) ^{※20}	男性:80.0年 女性:84.2年 (平成30年)	男性:80.1年 女性:83.5年 (令和5年)	男性:80.1年以上 女性:83.5年以上 (令和11年)
福祉に関する各種相談及び各種制度の周知に関する取組の満足度	32.8%	39.6%	46.4%
子育て家庭に対する支援に関する取組の満足度	81.2% [※]	77.7% [※]	85.0% [※]
学童クラブの待機児童数	26人	78人	0人
障がい者に向けた行政サービスに関する取組の満足度	66.7% [※]	80.1% [※]	86.8% [※]
高齢者に向けた行政サービスに関する取組の満足度	72.3% [※]	79.3% [※]	86.3% [※]

※アンケート調査にて「わからない」及び無回答を除いた回答者数を分母として算出した値

個別計画

○南風原町地域福祉推進計画(ちむぐくるプラン)

○健康はえばる21

○南風原町国民健康保険 保健事業実施計画

○南風原町新型インフルエンザ等対策行動計画

○南風原町こども計画

○南風原町高齢者保健福祉計画

○南風原町障がい者計画・南風原町障がい福祉計画・南風原町障がい児福祉計画

本町の各種計画一覧
へのアクセスはこちら→



※20 健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均):健康寿命とは、一般に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間またはその指標の総称を指します。「沖縄県市町村別健康指標」では、健康な状態を、日常生活動作が自立していることと規定しています。具体的には介護保険の要介護度が、要介護2から5を不健康(要介護)な状態とし、それ以外を健康(自立)な状態としています。